

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（267）」

2. 日時：平成29年8月8日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 18階共用会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループ課長（他5名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 代替循環冷却系による格納容器除熱手順においては、外部水源を用いた代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による除熱から、サプレッション・プール水源を用いた代替循環冷却系による除熱へ切替える操作について、切替え及び停止の判断を示すとともに、対応のフローチャートと手順を整理して提示すること。
- 水源の切替えに関する手順全般について、基準要求に対する手順の位置づけを整理して提示すること。
- 第二弁操作室の空気ポンプユニットによる正圧化のタイムチャートと第二弁操作等のタイムチャートの関係を整理して、提示すること。また、ポンプユニットの容量を踏まえて第二弁操作室の正圧化に着手するタイミングを整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（1.7）

東海第二発電所 重大事故等対処設備について（第50条）